

令和 6 年度八千代町住民税非課税世帯物価高騰対策重点給付金（3 万円 / 1 世帯）のご案内

- 物価高騰対策給付金（1 世帯あたり 3 万円） は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 対象世帯の世帯員に 18 歳以下のお子さんがある場合、子ども加算金（1 人あたり 2 万円） が給付されます。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1 世帯あたり 3 万円
子ども 1 人あたり 2 万円

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日から4週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

世帯全員が令和 6 年度
「住民税均等割が非課税」 の世帯

お住まいの市区町村から確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

令和 6 年 12 月 13 日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

申請期限：令和 7 年 6 月 30 日（月）消印有効
窓口での受付期限は**令和 7 年 6 月 30 日（月）**

詳しくは裏面「I」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和6年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、市区町村に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にお住まいの市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

八千代町役場 福祉介護課

「八千代町住民税非課税世帯物価高騰対策重点給付金(令和6年度)」窓口



0296-49-3941

受付時間 8:30～17:15（土日祝日を除く）